

<本来金額が一致すべき科目>

県の科目		事業団の科目	
科目名	金額 (a)	科目名	金額 (b)
共済費	5,868,773	法定福利費	6,873,773
		差異 (a - b)	△1,005,000
旅費	718,736	旅費	713,636
		差異 (a - b)	△5,100
使用料及び賃借料	1,137,959	借料損料	1,209,759
			△71,800

以上は、照合できなかったものの一部である。

本来は、組替表があり、それに沿って収支計算書から県の予算科目に組替えることになっている。しかし、県の費目別予算額との差異をできるだけ回避するために、一部費目間で組替え、調整しているものと推測される。また、委託費は総費用から総収入を控除して算出するが、精算書においては、各収入を個別の費用科目から差し引き、ネットで費用を表示している。この差し引く方法としては、研修材料収入など実費徴収分である場合は、その収入を対応する費目から控除するのが一般的な方法であるが、獲得された雑収入を「何に充当するか」明確になっていなかったため、適当な費目のマイナスとして計上している可能性がある。

精算においては、委託業務遂行に当たって発生した費用を、強いて純額で示す必要はなく、(総費用－総収入)という形で明確に示すことが、業務を受託した法人としての説明責任を果たすことになると思われる。

(2) 固定資産の管理状況

① 概要

設立当初より、必要な備品については県が福祉事業団に無償貸付を行っている。これについては、現物に備品調書番号を記入したラベルが貼付され、備品調書との突合が定期的に実施されている。事業団に譲渡された資産についても現物管理を行っている。

事業団が自ら取得した備品等については、固定資産計上基準を10万円としている。これについても固定資産台帳が整備されている。

事業団が取得した備品については、取得した年度ごとに、担当者の管理用の帳票である「北部エリア備品一覧」に記録されるとともに、固定資産物品台帳にも記録される。

なお、寄付を受けた備品等はない。

② 実施した監査手続及び結果

ア.平成12年度末における備品台帳上の帳簿価額合計額と北部エリア決算書の貸借対照表上の固定資産計上額とを照合したところ、両者は合致した。

イ、「北部エリア備品一覧」と「固定資産物品台帳」とを全件照合したところ、前者に11箇所に記載誤りがみられた。そのうち、10箇所は事業団が税込経理を採用しているにもかかわらず

ならず税抜金額で記載されたというものである。また、残りの1箇所は単純な入力ミスであった。また、以下の数量誤りも見られた。ただし、固定資産物品台帳上は、適切に記載されていた。

番号	品名	規格/品質	金額	数量	購入年月日	備考
18	掃除機(ハンディクリーナー)3電源式	シャープ	10,000	備品一覧では、1個となっていたが、実際には2個あった。	H12. 2. 25	保守

ウ. 無償貸与財産のうち、備品調書上50万円以上のものについて現物との照合を行ったところ、一致していることが確認された。

(3) 賃金の管理について

① 概要

事業団には8名の正職員、6名の非常勤職員及び4名の臨時職員が勤務しているが、それ以外に、浴室の清掃等のために近隣の住民を臨時的に雇用している。この種類の臨時雇用者に対する賃金の支払いは年間311,300円である。

施設での臨時職員の雇用については、事業団の就業規則及び「臨時的任用職員任用管理要綱」で規定されている。臨時職員の採用は施設長専決で採用するが、その際、任用通知を交付することになっている。また、作業の記録及び責任者の確認として、「雇用実態調査票」を作成し保存することになっている。

② 実施した監査手続及び結果

3月に支払われた臨時雇用者に対する賃金200千円について、根拠となる資料を調べたところ、支出負担行為何しか作成されていなかった。

この賃金の内訳は以下のとおりである。

(支出負担行為何より)

期日	氏名	住所	賃金	内容	支出負担行為何	
					発議	決議
平成13年2月13日 平成13年2月19日 (8:30~17:00)	A	××	20,000円	洗い場・窓・床・排水溝等の清掃	3/7	3/8
平成13年3月21日 ~3月23日 (9:00~17:00)	B	××	36,000円	除雪・清掃等の構内整備 (4/1からのテニスコート営業開始に向けて)	3/18	(日付なし)
平成13年3月21日 ~3月23日 (9:00~17:00)	C	××	36,000円	除雪・清掃等の構内整備 (4/1からのテニスコート営業開始に向けて)	3/18	(日付なし)

平成 13 年 3 月 21 日 ～3 月 23 日 (9:00～17:00)	D	××	36,000 円	除雪・清掃等の構内整備 (4/1 からのテニスコート営業開始 に向けて)	3/18	(日付なし)
平成 13 年 3 月 21 日 ～3 月 23 日 (9:00～17:00)	E	××	36,000 円	除雪・清掃等の構内整備 (4/1 からのテニスコート営業開始 に向けて)	3/18	(日付なし)
平成 13 年 3 月 21 日 ～3 月 23 日 (9:00～17:00)	F	××	36,000 円	除雪・清掃等の構内整備 (4/1 からのテニスコート営業開始 に向けて)	3/18	(日付なし)

これらの臨時雇用については、任用通知等が作成されておらず、支出負担行為何と実際に支払った際の銀行振込控えのみしか保存されていない。また、支出負担行為何には債権者の住所・氏名は記載されてはいるが、作業日報及び作業監督者の確認等を明記した書類は整備されていない。雇用の事実があったものと推定されるが、今後は任命行為を明らかにし、実働に見合った報酬であることを証明するためにもこれらの書類の整備は必要である。

さらに、A に対する支出負担行為何は、実際の作業より約 2 週間後となっている。つまり、事後的な承認によって賃金が支払われたものである。

臨時職員の雇用に係る規程の遵守については、事業団の内部で徹底することが必要である。

(4) 業務の一部再委託について

① 概要

事業団は清掃業務等日常業務の一部を他の会社に再委託しており、そのための再委託費として、委託費 (149 百万円) の 17% (26 百万円) を充当している。

② 実施した監査手続及び結果

ア. 県立社会福祉施設管理運営業務委託契約書第 10 条によれば、再委託を行う場合は県の承認を得ることとなっている。しかし、現実には、予算の積算に織り込まれて承認されているということで、明示的に承認を行っていない。今後は明示的な承認を行うことが必要である。

イ. 契約金額上位 10 件について契約書を閲覧した。競争入札の場合、契約価額と「入札結果」とを照合し、最低価額であることを確認した。

ウ. 随意契約の場合は、理由が正当であるかどうか確認した。その結果、地方自治法第 167 条の 2 に照らして適正な理由であると判断した。

14. 秋田県花き種苗センター

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県花き種苗センター（以下、「花き種苗センター」という。）は、秋田県総合発展計画における花き生産の振興施策として、花き種苗生産機能を有した施設として計画され、平成6年着工、平成9年4月に開設した。当該施設は、花き優良種苗の生産・配布、先進栽培技術・機器等の実証展示、温室及び花壇芝生等の観賞展示を実施するための総合的情報発信基地として設置され、花き生産の振興及び消費の拡大を図ることを目的としている。

主な施設の内容は下記のとおりである。

- ・ 種苗生産関連施設・・・花きの優良な種苗を生産し、農家に安定的に供給する目的の施設である。（ガラス温室、パイプハウス等）
- ・ 実証展示関連施設・・・国内外で育成された新品種や有望品種の展示及び試験研究等で開発された新技術の実証展示を行い、すみやかに農家への普及をはかる目的の施設である。（ガラス温室）
- ・ 観賞展示関連施設・・・「日常における花き利用」をテーマにしたイベント展示及び熱帯植物展示を目的とした施設である。（観賞温室、花の広場）

(2) 事業費

① 花き種苗センターの総事業費は次のとおりである。

建物	1,803,203	（千円）
構築物	636,788	
機械	48,616	
備品	42,894	
土地	590,577	
事務費	21,166	
合計	3,143,244	

② 設備資金について

花き種苗センターの設備資金は、県債（地域総合整備事業債）2,394,000千円の発行と一般財源によって賄われている。県債の発行および年度別の元金・利子の償還予定は次のとおりである。また、県債償還額の約55%が地方交付税として交付される予定である。

（単位：千円）

年度	県債発行額	元金償還額	利子支払額	元利合計	県債残高
平成7年度	449,000	—	14,130	14,130	449,000
平成8年度	1,218,000	—	52,874	52,874	1,667,000
平成9年度	727,000	—	75,400	75,400	2,394,000
平成10年度	—	26,944	75,459	102,403	2,367,056

平成11年度	—	100,030	73,859	173,889	2,267,026
平成12年度	—	143,654	70,167	213,821	2,123,372
平成13年度	—	143,654	65,624	209,278	1,979,718
平成14年度	—	143,654	61,081	204,735	1,836,064
平成15年度	—	143,654	56,538	200,192	1,692,410
平成16年度	—	404,046	51,996	456,042	1,288,364
平成17年度	—	823,108	38,067	861,175	465,256
平成18年度	—	465,256	11,813	477,069	—
合 計	2,394,000	2,394,000	647,015	3,041,015	

(3) 事業運営について

県は秋田県花き種苗センター条例（以下、「条例」という。）第2条の規定に基づき、花き種苗センター施設のうち、観賞温室及び公園並びに駐車場等の維持管理業務を昭和町総合開発株式会社（以下、「昭和町総合開発」という。）に委託している。

過去4年間の需要費及び委託費の推移は以下のとおりである。

（単位：千円）

費目	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
需要費	58,993	60,657	73,058	72,738
委託費	45,955	45,249	23,227	21,203
計	104,948	105,906	96,285	93,941

平成10年度までは、委託費の内訳に種苗購入費用が含まれていたが、平成11年以降種苗購入費用は県が直接支払うこととなったため、平成10年度と平成11年度の間で需要費と委託費の変動が大きいですが、合計金額では、シーリングにより平成11年度以降減少傾向にある。

(4) 種苗生産状況について

過去4年間の種苗生産状況は以下のとおりである。平成10年度に施設を一部改修し、施設規模を250万本から300万本体制へ強化のうえ計画を見直ししているため、生産本数は順調に伸びている。

年度	当初計画(万本)	変更計画(万本)	実績(万本)	収入金額(千円)
平成9年度	71		123	9,164
平成10年度	100		268	27,277
平成11年度	170	250	338	39,131
平成12年度	250	300	346	38,923

(5) 鑑賞施設入場者について

過去4年間の鑑賞施設入場者数は以下のとおりである。なお、実績人数はアグリプラザ昭和(道の駅)のレジ登録件数からの推計であり、また、変更計画は前年度実績を勘案したものである。入場者数は施設開設から平成12年度まで30万人を維持している。

(単位:人)

年度	当初計画	変更計画	実績
平成9年度	160,000		394,610
平成10年度	160,000	300,000	355,500
平成11年度	160,000	300,000	329,700
平成12年度	160,000	300,000	343,600

(6) 花き栽培農家の利用状況

平成12年度末において、秋田県内で花きを栽培している農家は1,400~1,500戸である。このうち、秋田県花き生産者連絡協議会に加入している会員は381人であり、この会員が花き種苗センターの主な利用者である。

2. 監査の結果

(1) 花き種苗センターの管理委託業務について

委託契約は条例及び規則に準拠しているかどうか、また、委託費の積算及び精算は適正に行われているかを調べたところ、委託契約の内容は条例等に準拠しており、委託費の積算及び精算も適切になされているものと判断された。

(2) 未収債権の滞留の有無

平成12年度の種苗売却収入等の未収金が滞留していないか調査したところ、未収債権はないことが確認された。

(3) 花き種苗の原価計算について

花き種苗の価格設定単価の積算については、「生産に要する原材料」、「光熱水費」及び「雇用に係る人件費」等の経費を基準として積算している。288穴トレイでの作業を標準としており、トレイサイズが異なるとそれに応じて若干変動している。

各単価の積算については、平成11年度からは平成10年度の実績をベースにして、期間別トレイ管理延枚数、使用光熱水費、雇用労賃実績等を考慮して算出している。

【トレー当たりの積算基準】

区分		単価	備考
トレー代		150円/枚	トレー1枚当たりの実勢単価
用土代		150円/枚	用土使用量1トレー当たり約4リットル
農薬代		0.66円/枚/1ヶ月	使用農薬代から積算 月当たり1回防除
肥料代		0.91円/枚/1週間	使用肥料代から積算 週当たり1回施肥
暖房代	冬季	14.03円/枚/日	冬季(12月1日~3月31日) 春期(4月1日~6月15日、 10月10日~11月30日) 月別燃料消費量から積算
	春期	8.06円/枚/日	
冷房代		3.12円/枚/日	冷房育苗期間(7月1日~9月10日) 冷房に係る電気料から積算
水道代		0.17円/枚/日	1回当たり灌水使用量から積算
電気代		8.00円/枚/日	年間電気使用量と処理トレー数から積算
労賃	播種	57円/枚	臨時職員の処理能力を基に積算 (一日当たりの労賃、5,700円)
	挿し芽	377円/枚(キクのみ)	
	調整 管理	666円/枚(キクは無し)	
		4.5円/枚/日	

実際に販売している花きの売却単価の算出根拠について、任意に抽出し調査した。例えば、パンジーの種苗売価は、トレー育成に係る直接経費を売価としており、その内訳は下記のとおりである。

パンジーの「トレー育成単価」は、上記の基準に従って適正に計算されていると認められた。

トレー育成単価	金額(円)	備考
種子代	1,932	
トレー代	150	
用土代	150	
農薬代	0.66	
肥料代	3.64	0.91円×4週間
冷暖房費	96.72	3.12円×31日
水道料	5.27	0.17円×31日
電気料	248	8.00円×31日

労賃	播種	57	
	調整	666	
	管理	139.5	4.5 円×31 日
消費税		75.84	
端数調整		3.37	
合計		3,528	

15. 秋田県青少年交流センター（ユースパル）

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県青少年交流センター（以下、「ユースパル」という。）は、青少年の育成を目指し青少年教育の研修施設として、また、青少年団体活動の拠点施設として、（旧）秋田県青年の家の名称を変更し平成 11 年 4 月 1 日に設立された。この設置目的に基づきユースパルでは次の業務を行っている。

- ・ 青少年の宿泊研修の実施
- ・ 青少年団体が行う宿泊研修の指導及び助言
- ・ 青少年教育、団体活動の調査・研究
- ・ 青少年の団体活動及び交流の支援

(2) 青少年団体

ユースパルの対象である青少年団体は、「青少年により組織される団体で、青少年の学習又は交流を目的とし、かつ、「責任者及び構成員が明確」（教育機関の管理及び運営に関する規則第 13 条の 2）である団体であり、具体的には以下の各団体を指している。なお、これら青少年団体の認定は、秋田県青少年交流センター所長が財団法人秋田県青年会館（以下、「青年会館」という。）と協議の上で取り決めたものである。

- ・ 学校教育法第 1 条に該当するもの（幼稚園、小・中学校、高等学校、高等専門学校、大学等）
- ・ 保育園
- ・ 専修学校等
- ・ 県青少年団体連絡協議会の加盟団体（県連合青年会、ボーイスカウト秋田連盟、ガールスカウト秋田県支部、県ユースホテル協会、県商工会青年部連合会等）
- ・ 主な少年団体（各地区子ども会、秋田県スポーツ少年団等）
- ・ 主な青年団体（各地区青年会、県青年農業者会議等）
- ・ 青少年交流センター所長の認める団体

(3) 施設の運営主体

ユースパルの運営には、県（青少年交流センター）、青年会館及び有限会社県庁食堂（以下、「県庁食堂」という。）の3つの組織が携わり、それぞれ以下の業務を行っている。

① 県の業務

県の担当業務は青少年の教育機関としての業務であり、青少年の研修及び研修室・会議室及び体育館である。また、青少年教育担当者（社会教育主事）がユースパルに勤務しており、年間約10本の主催事業及び研修受入等を担当している。

利用者からの研修室・会議室及び体育館の使用料収入は県の収入となるが、これらにかかわる料金徴収事務は、青年会館が代行して行っている。

② 青年会館の業務

青年会館の業務は、宿泊施設及び体育館以外の体育施設（テニスコート、バスケットコート）の管理運営、並びに県の研修室、会議室等に係るフロント受付を含む事務業務代行、県庁食堂に係る宿泊者の食料料金徴収業務代行である。さらに、機関紙の発行、男女交流会等の自主事業、県連合青年会等との各種共催事業等を行っている。

青年会館は、県からの委託業務に関して、ビル管理、清掃、客室整備、夜間管理及び植栽、外囲管理の各業務を外部に再委託している。

③ 県庁食堂

県庁食堂は、ユースパル内でレストランを経営し、青少年や一般の利用者に対し、朝、昼、夕の3食を提供している。県庁食堂は、県に対する厨房部分の行政財産使用料、及び人件費、光熱水費等の諸経費を食堂の売上収入により支払っている。食堂の営業は青年会館からの再委託ではなく、県と県庁食堂間の使用許可によるものである。

(4) 事業費

ユースパルの施設建築に要した金額は、総額3,402,671千円である。事業費の内訳は次のとおりである。

基本設計費等	30,038（千円）
建築工事費	2,851,538
外構工事費	130,515
造成・駐車場関連費	152,545
実施設計費	59,610
工事監督費	38,699
備品購入費	130,896
事務費	8,830
合計	<u>3,402,671</u>

事業費の財源は、県債発行により2,441,000千円、一般財源より961,671千円を手当てしている。

県債の発行と償還の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	発行	償還		
		元本	利子	合計
平成 8 年度	127,000	—	—	—
平成 9 年度	332,000	—	3,248	3,248
平成 10 年度	1,887,000	—	9,831	9,831
平成 11 年度	95,000	—	42,391	42,391
平成 12 年度	—	18,034	47,150	65,184
平成 13 年度	—	37,954	46,888	84,842
平成 14 年度	—	153,064	45,472	198,536
平成 15 年度	—	158,762	42,382	201,144
平成 16 年度	—	158,762	39,215	197,977
平成 17 年度	—	158,762	36,048	194,810
平成 18 年度	—	159,524	32,882	192,406
平成 19 年度	—	333,288	29,812	363,100
平成 20 年度	—	1,202,038	23,363	1,225,401
平成 21 年度	—	60,812	1,069	61,881
合計	2,441,000	2,441,000	399,751	2,840,751

平成 12 年度末現在において、発行額 2,441 百万円のうち 99.3%に当たる 2,423 百万円が未償還である。最終償還は平成 21 年度の予定である。

(5) 事業運営

ユースパルには、研修室・会議室、体育施設、宿泊、食堂等の施設がある。

施設の利用希望者が利用を申し込むと、フロントで青年会館職員が、施設が利用可能か、適切な利用者か等を判断し、予約を受け、使用料を徴収する。一般に県の所有する公の施設を利用するには、県の使用許可が必要であるが、通常、ユースパルでは青年会館が、許可に関わる周辺業務を代行している。一方、県は事後的に最終的な許可を下している。

収入の帰属先は、研修室・会議室及び体育館の使用料は県の収入となり、これらの料金は一旦青年会館が徴収してから県に納付するが、宿泊料については青年会館の収入となる。青年会館は、この他に体育施設の一部（バスケットコート、テニスコート）を管理運営しているが、これらの施設の利用料は無料である。

食堂の料金については、食堂のみの利用者はレジにて支払うが、宿泊者が食堂を利用する場合は、フロントで宿泊料と共に料金を支払う。後者の料金徴収は青年会館が行い、青年会館は毎月の徴収額を県庁食堂に対して送金する。

青年会館に対する委託費の内訳は以下のとおりである。青年会館は、他の会計とは別に受託

特別会計を設けて、県からの委託費に係る収支を区分経理している。

(千円)

委託項目	平成11年度	平成12年度	平成13年度(予定)
人件費	12,943	13,219	12,900
施設管理費	25,796	21,700	19,695
光熱水費	20,987	24,136	25,777
事務費	7,260	5,800	5,254
消費税	—	—	3,182
合計	66,986	64,853	66,808
(予算)	66,984	65,313	—
県への返還額	0	460	—

決算額には消費税が含まれている。

(6) 利用人数と利用料収入の推移

① 利用料金

研修室・会議室、体育館の使用料、宿泊の各料金の上限額は、秋田県青少年交流センター条例（以下、「条例」という。）が規定している。利用料金は、青少年団体と一般で異なり、一般利用者の使用料は青少年団体の約2倍である。

宿泊室の利用料金の上限額は、次のように規定されている。

区分	単位	利用料金の上限額
青少年団体	1人1泊につき	2,400円
一般	同上	7,800円

② 研修施設

(単位：千円)

項目	研修室・会議室	体育館	合計
平成11年度	7,368	1,725	9,092
平成12年度	11,817	1,562	13,379
増減	4,449	△163	4,286
増減率(%)	60.4%	△9.4%	47.1%

平成12年度の研修施設の使用料収入について、研修室・会議室は対前年比較で60%増加しており、平成11年の開館後、順調に利用者が伸びている。一方、体育館については9%の減少となっており利用が伸び悩んでいる。全体では47%の純増となっている。

③ 宿泊施設

平成11年度と12年度の宿泊者数と宿泊収入は次のとおりである。